

○浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金交付要綱

令和5年6月16日

告示第85号

(趣旨)

第1条 市長は、乳児及び幼児の安全を確保するため、私立保育所等及び私立幼稚園を運営する事業者に対し、防犯カメラの設置に要した費用の一部を、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 次のいずれかに該当するもののうち地方公共団体が運営するもの以外のものであって、市内に存するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を得て設置される法第39条第1項に規定する保育所

イ 法第56条の8第3項の規定により設置される公私連携型保育所

ウ 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所

エ 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可を得て設置される同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

カ 浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則（平成23年規則第11号）第2条第3号に規定する簡易保育所

(2) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて設置された幼稚園のうち地方公共団体が運営するもの以外のものであって、市内に存するものをいう。

(3) 防犯カメラ 私立保育所等及び私立幼稚園の犯罪の予防を目的として、私立保育所等又は私立幼稚園に常設するカメラであって、映像の記録の機

能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、私立保育所等及び私立幼稚園を運営する事業者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる防犯カメラの設置に要する経費とする。

- (1) 防犯カメラの購入費（購入によらず貸借する場合にあっては、設置初年度内の貸借に要する経費）
- (2) 防犯カメラの設置を明示するための表示板等（以下「表示板等」という。）の購入費
- (3) 設置工事費（防犯カメラを設置するための柱（以下「専用柱」という。）の設置に要する経費を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、既存設備の撤去又は移設に要する経費及び土地の造成に要する経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、防犯カメラ1台当たり20万円を上限とし、かつ、1事業者当たり80万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 設置予定箇所の位置図及び現状写真
- (4) 撮影予定範囲を示した平面図
- (5) 見積書の写し
- (6) 防犯カメラ、表示板等及び専用柱の形状、規格等の仕様を確認することができる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 設置完了日までに、次に掲げる事項を全て定めた防犯カメラの管理及び運用に関する規程を定めること。

ア 防犯カメラの管理責任者の設置に関すること。

イ 防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者（管理責任者が指定した場合に限る。）の守秘義務に関すること。

ウ 表示板等を設置した場合は、表示板等の設置に関すること。

エ 防犯カメラにより撮影された画像（以下「画像」という。）の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法に関すること。

オ 画像の利用及び提供の制限に関すること。

カ 防犯カメラの設置及び運用等に関し苦情があった際の対応に関すること。

キ その他防犯カメラの運用に関し必要な事項

(2) 次条の規定による交付の決定の通知を受けた後、決定された内容の変更、中止又は廃止をする場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにするとともに、市長から要求があったときは、管理現況について報告すること。

(4) 取得財産については、防犯カメラの設置後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

(5) 取得財産を移設する必要がある場合又は破損等により防犯の用に供することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告すること。

(6) 前3号の条件に係る義務を負う期間は、防犯カメラの設置が完了した日の属する年度の末日後5年間とする。

(交付の決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園

防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による報告は、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金実績報告書（別記第3号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 設置後の現状写真
- (4) 画像を印刷したもの
- (5) 契約書及び領収書の写し
- (6) 防犯カメラの管理及び運用に関する規程
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定の通知）

第10条 規則第14条の規定による通知は、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（請求）

第11条 規則第15条の規定による請求は、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金交付請求書（別記第5号様式）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により市長が定める期間は、防犯カメラの設置が完了した日の属する年度の末日後5年間とする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別 記

第1号様式（第6条）

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金交
付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

事業所名

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 設置予定箇所の位置図及び現状写真
- (4) 撮影予定範囲を示した平面図
- (5) 見積書の写し
- (6) 防犯カメラ、表示板等及び専用柱の形状、規格等の仕様を確認することができる書類

第2号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金交
付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市私立保育所等及び私立
幼稚園防犯カメラ設置費補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第
4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

第3号様式（第9条）

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金実
績報告書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

事業所名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった浦安
市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金に係る実績について、
浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 設置後の現状写真
- (4) 画像を印刷したもの
- (5) 契約書及び領収書の写し
- (6) 防犯カメラの管理及び運用に関する規程

第4号様式（第10条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金額
確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした浦安市
私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金の額について、浦安市
補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額 円

第5号様式（第11条）

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

Ⓔ

事業所名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金を、浦安市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円